

令和6年6月19日

(名称) 諏訪市公共交通活性化協議会

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

諏訪市では、地域住民や来訪者等の交通需要への対応として、平成24年2月3日に諏訪市地域公共交通協議会を設立した。地域公共交通のあり方を模索し、平成25年度には『諏訪市生活交通ネットワーク計画』を策定した。令和5年3月には地域公共交通に関するマスタープランとなる『諏訪市地域公共交通計画』を策定した。

当市における公共交通は、広域交通としての“鉄道や高速バス”、地域内交通としての“路線バスやコミュニティバス”に大きく2つに分けられ、市内には県下でも上位の乗降客数が利用するJR上諏訪駅があり、諏訪地域における交通の中心地となっている。

地域内交通バスは、平成29年10月と令和3年4月及び令和5年10月に一部ダイヤ路線改正に行い、路線バスの運行見直し及び改善要望を受けた路線を再構築し、表1のとおり13のバス路線を運行することにより利用者の利便性向上を図りながら、利用者増を目指す。

表1 諏訪市内を走るバス路線

種別	No	路線名	備考
コミュニティバス (かりんちゃんバス)	①	・ 市内循環内回り線	
	②	・ 市内循環外回り線	
	③	・ すわ外周線	
	④	・ すわライナー反時計回り線	
	④	・ すわライナー時計回り線	本年度地域内フィーダー系統として申請をする路線
	⑤	・ かりんちゃん子バス東山線 (反時計回り・時計回り)	
	⑥	・ かりんちゃん子バス東西線 (反時計回り・時計回り)	
⑦	・ かりんちゃん子バス大和四賀線		
既存路線 バス	⑧	・ 本線岡谷茅野線	長野県生活交通確保維持改善計画で「地域間幹線系統」に位置付けられている路線
	⑨	・ 上社有賀統合線	
デマンド交通	⑩	・ 有賀峠デマンド交通	
	⑪	・ 霧ヶ峰デマンド交通	
コミュニティバス(諏訪湖周スワンバス)	⑫	・ 内回り線	長野県生活交通確保維持改善計画で「地域間幹線系統」に位置付けられている路線
	⑬	・ 外回り線	
AIオンデマンド交通	⑭	・ チョイソコ かりんちゃん	

※ 以下、上表内の路線を示す場合は、Noにて記すこととする。

市内の移動は自家用車へ依存している状況であり、公共交通離れが進んでいる。しかし、自家用車を運転できない高齢者や学生等の交通弱者にとって、公共交通は重要な移動手段であり、欠かすことのできないものである。実際に、市内を運行するかりんちゃんバスは高齢者や学生に多く利用されている。

このため、地域公共交通確保維持事業により、上表④から⑦を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
<p>公共交通の利用者数を 98,678 人以上とする。          公的負担額を 8,056 万円以内とする。          収支率を 17.1%以上とする。</p> <p>(諏訪市地域公共交通計画 P78 参照)</p>
(2) 事業の効果
<p>地域内フィーダー系統を確保維持することにより、地域間幹線系統及び地域間交通ネットワークと連携した効率的なバス体系が実現でき、通勤・通学に利用する生徒及び通院・買い物等に利用する高齢者等の日常生活に不可欠な移動手段が確保できる。</p> <p>また鉄道交通や幹線系統との接続により、地域住民の買い物等外出面での利便性の向上及び、地域の活性化が期待できる。</p>
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者の運転免許証返納などで車が運転できなくなった際に備え、日頃バスに馴染まない“ふれあいサロン関係者（諏訪市社会福祉協議会登録団体）”を対象に、社協職員同行のもとバスに乗車する機会を設ける。【実施主体：ライフドアすわ・諏訪市社会福祉協議会、諏訪市】              (諏訪市地域公共交通計画 P67 参照)</li> <li>・ 諏訪市広報誌やホームページ、LINE を活用し公共交通に関する様々な情報を発信する。【実施主体：諏訪市】              (諏訪市地域公共交通計画 P69 参照)</li> </ul>
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
表 1 を添付。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
<p>地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る表 1 路線について、その運行に係る費用総額 8,056 万円のうち、諏訪市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。</p>
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通事業者保有の乗降データにより計測</li> <li>・ 一般会計決算により整理</li> <li>・ 交通事業者決算報告書等から計測</li> </ul> <p>(諏訪市地域公共交通計画 P78 参照)</p>
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数 が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 <b>【地域間幹線系統のみ】</b>
※該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <b>【地域間幹線系統のみ】</b>
※該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <b>【地域間幹線系統のみ】</b>
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <b>【地域内フィーダー系統のみ】</b>
表5を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし

**17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※該当なし

**18. 協議会の開催状況と主な議論**

- 平成24年2月3日（第1回協議会）
  - ・ 諏訪市地域交通協議会設立、協議会規約の承認
- 平成24年3月15日（第2回協議会）
  - ・ 道路運送法に基づく法定協議会として位置づけるため規約の改正
  - ・ かりんちゃんバス新規路線（子バス）案説明
- 平成24年5月17日（第3回協議会）
  - ・ 協議会として新規路線（子バス）案を確定する。  
—平成24年10月1日 かりんちゃん子バス大和四賀旧道線開設—
- 平成25年4月19日（第7回協議会）
  - ・ 平成25年度事業として、諏訪市内の公共交通の現状を調査すべく、調査事業を実施することが決定
- 平成26年3月24日（第11回協議会）
  - ・ 調査事業の結果を踏まえた「諏訪市生活交通ネットワーク計画（案）」を可決、策定
  - ・ 同計画においてかりんちゃんバス5路線について、調査結果を踏まえた新規路線（案）を盛り込む。
- 平成26年6月24日（第12回協議会）
  - ・ 諏訪市地域内フィーダー系統確保維持計画協議・承認  
（計画期間：平成26年10月1日から平成29年9月30日）
- 平成27年6月26日（第13回協議会）
  - ・ 諏訪市地域内フィーダー系統確保維持計画協議・承認  
（計画期間：平成27年10月1日から平成30年9月30日）
- 平成28年6月28日（第14回協議会）
  - ・ 諏訪市地域内フィーダー系統確保維持計画協議・承認  
（計画期間：平成28年10月1日から平成31年9月30日）
- 平成28年8月30日（第15回協議会）
  - ・ 平成28年度有賀峠デマンド交通運行（案）※平成28年10月運行開始
- 平成29年6月28日（第16回協議会）
  - ・ かりんちゃんバス路線改正（案）
  - ・ 諏訪市地域内フィーダー系統確保維持計画協議・承認  
（計画期間：平成29年10月1日から平成32年9月30日）
- 平成30年6月22日（第17回協議会）
  - ・ かりんちゃんバス路線一部改正（案）
  - ・ 諏訪市地域内フィーダー系統確保維持計画協議・承認  
（計画期間：平成30年10月1日から平成33年9月30日）

- 令和元年6月21日（第18回協議会）
  - ・ 諏訪市地域内フィーダー系統確保維持計画協議・承認  
（計画期間：令和元年10月1日から令和4年9月30日）
- 令和元年11月8日（第19回協議会）
  - ・ 諏訪湖周スワンバス運行事業の移管について
  - ・ 諏訪市地域公共交通協議会規約の一部改正について
  - ・ かりんちゃんバス路線改正（案）について
- 令和2年6月26日（第20回協議会・書面決議）
  - ・ 諏訪市地域内フィーダー系統確保維持計画協議・承認  
（計画期間：令和2年10月1日から令和5年9月30日）
  - ・ 花火等のイベント中止に伴うかりんちゃんバス等運行について
  - ・ 「どんどん橋」停留所の移転について
- 令和2年11月6日（第21回協議会・書面決議）
  - ・ スワンバスの相互運行登録について
- 令和2年12月28日（第22回協議会・書面決議）
  - ・ 諏訪市地域内フィーダー系統確保維持計画変更協議・承認  
（計画期間：令和2年10月1日から令和5年9月30日）
  - ・ 停留所名の変更について
- 令和3年6月30日（第23回協議会）
  - ・ 諏訪市地域内フィーダー系統確保維持計画協議・承認  
（計画期間：令和3年10月1日から令和6年9月30日）
  - ・ 活性化再生法に基づく法定協議会として位置づけるため規約の改正
- 令和3年12月20日（第1回活性化協議会）
  - ・ 「湖南公民館入口」「中洲保育園前」滞留所の移転について
  - ・ 有賀峠・霧ヶ峰デマンド交通路線改正について
- 令和4年3月4日（第2回活性化協議会・書面決議）
  - ・ 諏訪市地域公共交通計画策定にあたり実施方針の作成について
- 令和4年6月7日（第3回活性化協議会・書面決議）
  - ・ 長野県生活交通確保維持改善計画に「諏訪湖周スワンバス（外回り線・内回り線）」を位置付けることについて
- 令和4年6月22日（第4回活性化協議会・書面決議）
  - ・ 諏訪市地域内フィーダー系統確保維持計画協議・承認  
（計画期間：令和4年10月1日から令和7年9月30日）
  - ・ 諏訪市地域公共交通協議会規約の一部改正について
  - ・ 諏訪市地域公共交通計画策定について
- 令和4年9月27日（第5回活性化協議会）
  - ・ 諏訪市地域公共交通計画各種調査結果について
- 令和4年10月25日（第6回活性化協議会）
  - ・ 諏訪市地域公共交通計画策定について

- 令和4年12月26日（第7回活性化協議会）
  - ・ 令和4年度地域内フィーダー系統確保維持改善事業評価について
  - ・ 諏訪市地域公共交通計画策定について
- 令和5年1月13日（第8回活性化協議会・書面決議）
  - ・ 諏訪市地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（計画策定等に係る事業）について
- 令和5年3月29日（第9回活性化協議会）
  - ・ かりんちゃんバス「湖南公民館入口」停留所の移転について
  - ・ 諏訪市地域公共交通計画策定について
- 令和5年6月28日（第10回活性化協議会）
  - ・ 令和6年度地域内フィーダー系統確保維持改善事業の申請について（令和5年10月～令和6年9月）
  - ・ 令和5年度生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統関係）の変更申請について
  - ・ かりんちゃんバス時刻・バス停留所名の変更について
  - ・ AIオンデマンド交通導入について
- 令和5年10月3日（第11回活性化協議会）
  - ・ AIオンデマンド交通（スケジュール・仕様書・バス停留所）について
  - ・ かりんちゃんバス更新について
- 令和5年12月22日（第12回活性化協議会・書面決議）
  - ・ 令和5年度地域内フィーダー系統確保維持改善事業事業評価について
- 令和6年3月18日（第13回活性化協議会）
  - ・ 諏訪市地域公共交通会議規約の一部改正及び運賃協議分科会設置について
  - ・ AIオンデマンド交通事業者選定について
  - ・ 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金二次評価結果について
- 令和6年6月14日（第14回活性化協議会・書面決議）
  - ・ 長野県生活交通確保維持改善計画に「諏訪湖周スワンバス（外回り線・内回り線）」を位置づけることについて
- 令和6年6月19日（第15回活性化協議会）
  - ・ 諏訪市地域公共交通会議及び諏訪市地域公共交通活性化協議会について
  - ・ 諏訪市内の地域公共交通（バス路線）実績について
  - ・ 利用促進の取組について
  - ・ 令和7年度地域内フィーダー系統確保維持改善事業の申請について
  - ・ 令和6年度生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統関係）の変更申請について
  - ・ AIオンデマンド交通の名称及び経過、新設バス停留所について
  - ・ アルピコ交通（株）独自路線の本線（岡谷茅野線）減便について
  - ・ 諏訪市有賀峠デマンド交通及び霧ヶ峰デマンド交通の運賃の改定について
  - ・ 有賀・上社統合路線（かりんちゃんライナー）バス停留所位置変更について

## 19. 利用者等の意見の反映状況

活性化協議会の構成員には、市内各ブロックの住民代表者、商工会議所等の組織の代表、観光、教育、福祉分野の代表者等が選出されており、様々な分野からの意見が反映できていると判断する。

また、令和5年3月諏訪市地域公共交通計画の策定に伴い、市民アンケート調査・高校生アンケート調査・交通事業者ヒアリング調査・バス利用実態調査・上諏訪駅アンケート調査を行ったことにより、利用者の意見が反映されたと考える。

## 【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 諏訪市高島一丁目22番30号

(所 属) 諏訪市企画部地域戦略・男女共同参画課

(氏 名) 長谷川 一樹

(電 話) 0266-52-4141 (内線289)

(e-mail) senryaku@city.suwa.lg.jp